

入札における秘匿情報を直前に作成する仕組みについて

令和7年8月 日

建設・不動産業課

1. 検討経過

- 県土整備部の不適正事案にかかる再発防止に向けた取組の一つとして、秘匿を要する情報（予定価格、調査基準価格及び最低制限価格など（以下「調査基準価格等」という。））を開札直前（入札後、開札まで）に作成する仕組みとして、ランダム係数などの導入を検討。
- 国や他県の取組を調査する中で、秘匿情報の漏洩防止策として、開札直前まで積算システム上において調査基準価格等の算定に必要な各種経費を非表示とする取組を確認。

2. 積算システム非表示化の概要

- 調査基準価格等の算定に必要な、直接工事費以外の経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を非表示とする仕組み。
- システム上では概算工事費のみが表示されるため、入札手続きや契約までの予算管理は概算工事費で行う。
- 非表示情報は、権限を付与された特定の職員が開札直前に確認できるようになり、その際、システムにより予定価格調書を作成する。

3. 取組の方針

積算システムの非表示化は、職員が予定価格や調査基準価格等を入札終了後、且つ、開札直前まで知り得ることができない仕組みであり、秘匿情報の漏洩防止策として最も有効な手段であることから、まずは現行の「土木積算システム」を改修し、この仕組みの運用を進めていくこととしたい。（今年度中に改修 → 令和8年度から運用）